

○財務省告示第五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年二月十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百八十五回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

発 別 に ご 務 後 格 競
行 参 よ と 大 に 競 争
「 加 る に 臣 行 争 入
と 者 発 応 が わ 札 札
い ・ 行 募 各 れ 札 発
う 第 (限 国 る の 行
) II 以 度 債 入 募 「
非 下 額 市 札 入 と
価 一 を 場 特 あ の いう
格 国 債 市 定 め 参 て を 及
争 市 る 加 も 財 た び
入 場 の 者 財 た び
札 特 の 者 財 た び

ロ

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 の 場 所 の う
額 を 範 特 応 ち
割 内 参 募 額 募
り に 加 者 額 価
当 お 者 と 順 格
て い ご と 次 の
る て と の 割 高
。 各 の 申 り い

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

る た 運 二 つ 定 う 額
法 め 営 億 い に ち 面
律 の に 三 て 基 、 金
第 公 必 千 は づ 財 額
三 債 要 三 、 き 政 で
条 の な 百 額 発 法 一
第 発 財 六 面 行 第 兆
一 行 源 十 金 し 四 七
項 の の 五 額 た 条 千
の 特 確 万 で 利 第 七
規 例 保 円 六 付 一 百
定 に を 、 百 国 項 三
に 関 函 財 七 債 の 億
基 する 政 十 に 規 円

七				ハ				ロ																					
イ				ハ				ロ																					
払				ハ				ロ																					
込				ハ				ロ																					
金				ハ				ロ																					
額				ハ				ロ																					
者	特	国	入	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国																
・	別	債	札	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債																
第	参	市	発	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市																
I	加	場	行	発	競	II	加	場	発	競	I	加	場																
四	四	九	一		で	た	条	特		で	た	条	特	千	額	六	六	つ	定	円	四	債	の	に	億	は	づ		
千	千	十	兆		千	利	第	別		千	付	一	会	百	面	十	億	い	に	、	百	に	規	関	三	、	き	発	
円	三	六	七		百	九	付	国		二	国	項	計	十	額	二	千	は	づ	法	第	十	に	る	二	面	行	し	
	百	万	千		二	百	国	債		百	に	規	関	円	四	万	に	規	、	第	四	に	基	法	百	二	額	た	
	七	五	七		十	六	に	に		八	つ	定	す	千	八	千	に	に	、	項	九	に	は	づ	第	十	で	利	
	億	千	百		六	億	つ	規		十	い	に	る	八	百	億	に	に	、	の	十	に	は	づ	四	万	三	付	
	千	円	八		億	円	い	定		億	て	基	法	第	七	に	に	、	十	万	七	に	は	づ	十	千	千	国	
	五		十		、		て	す		円	、	づ	律	四	十	に	に	、	万	千	五	に	は	づ	十	億	、	五	債
	百		億		額		、	る		七	づ	き	第	七	に	に	、	十	億	七	に	は	づ	十	億	、	百	に	
	三		九		面		額	法		十	額	き	四	十	に	に	、	十	億	七	に	は	づ	十	億	、	四	つ	
	十		千		金		行	律		億	、	第	十	に	に	、	十	億	七	に	は	づ	十	億	、	四	つ	い	て
	四		七		額		し	第		四	、	四	十	に	に	、	十	億	七	に	は	づ	十	億	、	四	つ	い	て
	万		百		し		七	四		六	、	十	七	に	に	、	十	億	七	に	は	づ	十	億	、	四	つ	い	て

十三二	ロ イ 一	九 八	ハ
初利入価・別債行争非者特国入価発 期札格第参市及入価・別債札格行行 利発競II加場び札格第参市発競価 子率行争非者特国発競I加場行争格日	銭額銭額 三面以面 厘金上金 額の額 百そ百 円れ円 にぞに つれつ きのき 百応百 円募円 四価四 十格十 六 六	振額最 替 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 単 額 入 価 ・ 別 債 入 価 位 面 札 格 第 参 市 札 格 金 発 競 II 加 場 発 競	八千九百三十四億九千七百三十三万
と平成〇、三、十一年八月二十五日算出された		平す額の振替法の規定による最低額と	

十九	十八	十七	十六	十五		十四								
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期利子								
平成三十年二月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に付き百円	平成三十一年二月十五日	利子を払う。六月間に属する	て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期におい	毎年二月十五日及び八月十五日	$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{2}$	する期日について同じ。規定	次号及び第十五号において	その翌営業日に支払う（以下、	が銀行休業日に当たるときは、	金額を支払う。ただし、支払期